

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

現在の変化の早いグローバルな経済環境において当社の競争力を強化し、長期的に企業価値を高めるためには、経営に関わる意思決定と業務執行を明確化することで経営の意思決定の迅速化を図ることが重要と考えております。当社経営管理組織の一層の強化のため、定款により、取締役の数を10名以内、任期を1年内として経営環境の変化への対応をより迅速に行なうとともに事業年度毎の経営評価を明確にしております。コーポレート・ガバナンスの整備につきましては、原則毎月開催の取締役会ならびに経営の意思決定に基づく業務執行の迅速化および活性化を目的とした執行役員会も毎月開催しております。

監査機能の強化を図るために取締役会に監査役全員が出席して意見の表明を行なうとともに、取締役の日常的活動の監査と会計監査人からの報告の收受などの監査業務を行っております。

国内の連結子会社に対しては、当社の経営方針の周知徹底を図るとともに子会社からの重要事項に関する報告を適宜收受しております。海外の連結子会社においては、国内子会社への対応内容に加え、その経営管理機構を当該国の諸法規に合致させる指導を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|-----------|-------|
| JFEスチール株式会社 | 4,337,282 | 4.61 |
| 株式会社ヨシムラホールディングス | 4,000,000 | 4.25 |
| 株式会社三井住友銀行 | 3,900,310 | 4.14 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 3,886,134 | 4.13 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 3,050,800 | 3.24 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・JFEスチール株式会社退職給付信託口) | 3,003,000 | 3.19 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,847,600 | 3.02 |
| 吉村 精仁 | 2,690,000 | 2.86 |
| 株式会社メタルワン | 2,069,125 | 2.20 |
| 新日本製鐵株式会社 | 2,000,500 | 2.12 |

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部、大阪 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 鉄鋼 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------|--------------------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 会長(社長を兼任している場合を除く) |
| 取締役の人数 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4名 |
| 監査役の人数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、監査役及び会計監査人と相互に連携して、監査を効率的に実施するとともに、監査情報の交換をするために、随時監査役または会計監査人と連絡調整を行っております。
また、監査役は、中間および期末決算時に、当社の会計監査人である有限責任 監査法人と定期的に会合を設定しているほか、必要に応じて財務・経理上の問題に関して同法人と適宜打合せを行っております。
なお、監査役より補助すべき使用人の設置が要求された場合には、内部監査室所属員に職務の補助を委任することとしております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(1) | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 島津 和博 | 弁護士 | | | | | | | | | ○ |
| 佐々木 寛治 | 公認会計士 | | | | | | | | | ○ |
| 中野 健二郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | ○ |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

| | |
|--|----------------------|
| | 当該社外監査役を選任している理由(独立) |
|--|----------------------|

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む) |
|--------|------|--|--|
| 島津 和博 | | 島津和博法律事務所 代表 | 弁護士としての法律に関する専門的見地に基づき、客観的な立場から経営監視を期待できることから、当社の社外監査役として適任であります。 |
| 佐々木 寛治 | ○ | 公認会計士・税理士佐々木寛治事務所 代表 東陽監査法人 代表社員 | 公認会計士・税理士としての企業財務、会計に関する専門的見地に基づき、客観的な立場から経営監視を期待できることから、当社の社外監査役として適任であります。 現在、過去において一般株主との利益相反が生じる立場になく、独立した立場から取締役の職務執行の監督機能の向上に寄与いただいております。 |
| 中野 健二郎 | | 京阪神ビルディング株式会社 代表取締役社長 | 金融機関の経営首脳の豊富な経験や実績に加えて、幅広い見識から、客観的で適切な経営監視を期待できることから当社の社外監査役として適任であります。 |

【独立役員関係】

| | |
|---------------|----|
| 独立役員の人数 | 1名 |
| その他独立役員に関する事項 | |

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度の撤廃に代わる制度として導入

| | |
|-----------------|-------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役 |
|-----------------|-------|

該当項目に関する補足説明

対象者7名

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬)の開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明 更新

報酬および賞与総額173百万円

| | |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、月例の固定報酬である「基本報酬」と、毎年の業績に応じて支給される「賞与」および、「ストック・オプション(株式報酬)」から成り立っております。報酬総額は定時株主総会で承認を得ており、取締役については2億5千万円以内、監査役については3千5百万円以内となっております。

基本報酬については、地位及び担当等を考慮の上で決定しており、賞与については、当社の業績を賞与に反映させるための算式を内規で定めており、この算式によって算出される金額を参考にして決定しております。

ストック・オプションにつきましては、当社の株価や業績の向上へのモチベーションをより引き上げ、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的としており、支給額については、内規に基づいて決定しております。

なお、役員退職慰労金制度については、平成17年6月29日開催の定時株主総会の日をもって廃止しております。

また、業務執行から独立した立場である監査役(社外監査役を含む)には、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬である基本報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査室を社外監査役のサポート部署とし、同室員が必要に応じ業務補助を行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(現状のガバナンス体制について)

当社は、原則毎月開催の経営の意思決定を行う取締役会に加え、経営の意思決定に基づく業務執行の迅速化・活性化を目的とした執行役員制度を導入し、執行役員会も毎月開催しております。

監査役は取締役会に出席し意見表明を行なうと共に、取締役の日常的活動の監査と会計監査人からの報告の收受などの監査業務を行なっております。また、監査役4名の内、3名を社外監査役とし、社外監査役の専門分野である法律、財務等の観点から事業経営の監査や意見表明を行なうことにより経営の透明度をより高めております。

内部監査につきましては、社長直属の内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき、業務監査および内部統制監査を実施しております。また、監査役及び会計監査人と相互に連携して、監査を効率的に実施するとともに、監査情報の交換をするため、随時監査役または会計監査人と連絡調整を行っております。

会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を起用し、同法人の指定有限責任社員 業務執行社員 北山 久恵氏の他、指定有限責任社員 業務執行社員 辻井 健太氏および指定有限責任社員 業務執行社員 公江 祐輔氏ならびに同法人の複数の監査業務補助者により監査が実施されております。

取締役、監査役の報酬総額は定時株主総会で承認を得ており、現在、取締役については2億5千万円以内、監査役については3千5百万円以内となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、取締役7名で構成されております。また、当社は委員会等の設置会社には移行せず、従来よりの監査役設置制度を引き続き採用しております。

当社では社外取締役を選任しておりませんが、監査役4名のうち社外監査役を3名として経営の監査体制を強化しております。また、社外監査役を含む監査役は毎月開催される取締役会・監査役会に、常勤監査役は毎月開催される執行役員会に出席するなどにより、会社経営全般の状況を把握しており、監査役の監視・監督等を通じて、経営の監査機能の面では十分に機能しているものと考えております。

なお、当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、ならびに、累積投票によらない旨を定款に定めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|-----------------|-----------------------|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 平成24年は6月27日に開催いたしました。 |
| その他 | ホームページに招集通知を掲載しております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 大手証券会社主催の個人投資家向けの優待フェア等に参加し、周知度を向上させている。平成23年10月25日に堺工場で第4回株主工場見学会を実施。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年間2回の決算発表後に定期的に説明会(ラージ・ミーティング)を実施。また、個別説明会(スモール・ミーティング)も適宜実施。更に、定期的に工場見学会を開催し正確かつ可能な限りの必要情報を提供している。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信、決算説明会資料、適時開示資料、ニュースリリースなどを掲載しております。英語サイトにはアニュアルレポート(英語)を掲載しております。 | |
| その他 | 海外投資家向けに英文アニュアル・レポートを作成。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------|--|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 環境マネジメントシステムISO14001:2004に認証を全鋼管製造工場および鋼板加工工場取得しており、環境問題を念頭に置き、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減および適正管理(分別)、排水処理・騒音対策などの方策を実施している。 |
| その他 | 当社への理解を深めてもらうために工場見学会等を実施している。 |

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 平成18年5月10日開催の取締役会にて定められた内部統制システム構築の基本方針に基づき、平成18年7月3日に、当社グループの内部統制の管理・点検を行う部署として内部監査室を設置し、次の通り取り組んでまいりました。
- ・コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を設置し、法令・定款の遵守を最優先課題として当社グループ全体をモニタリングし、コンプライアンスマニュアル、企業倫理ハンドブックの作成、及びその実行に努めております。また、制度として、当社グループの全社員及び当社グループ事業に従事する他事業者から、法令・定款に違反する恐れのある事項を、直接通報するコンプライアンス相談窓口を設置しております。
 - ・リスク管理につきましては、組織としてリスク管理委員会を設置し、規程としてリスク管理規程を定め、当社グループ企業としてのリスクに対応しております。
 - ・他に、当社グループ内の業務執行状況の監査も含めたこれらの内部統制システムの整備・運用状況の点検を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除について)

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「企業行動基準」及び「コンプライアンスマニュアル」を定め、反社会勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループの企業倫理確立のため、「企業行動規範」を定め、この普遍的な考え方を日常の事業活動の中で実現する為に「企業行動基準」を策定しております。あわせて反社会勢力排除に向けた対応組織として、社長直轄のコンプライアンス委員会を設置しており、各部署にコンプライアンス責任者を任命しております。

- ・反社会勢力による不当要求が発生した場合、コンプライアンス委員会に連絡・相談を行うこととし、これを受けたコンプライアンス委員会では、反社会勢力排除への取組みを助言・指導・支援しております。また、必要に応じて蓄積した情報を外部の専門機関(警察や大阪府企業防衛連合協議会等)に提供し、助言を得るなど、緊密な連携関係を構築しております。
- ・反社会勢力と一切の関係を遮断するため、当社グループではコンプライアンス委員会に反社会勢力に関する情報を集約し、外部の専門機関からの情報の利用等により、常に注意を払う取組みを行っております。
- ・大阪府企業防衛連合協議会、西区の企業防衛協議会等が行う会合等に参加し、反社会勢力の排除に取り組んでおります。
- ・当社グループでは、反社会勢力の排除をコンプライアンス上の重要事項と位置づけ、コンプライアンス研修を実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

事前警告型防衛策を導入。議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為をなす者に対し、その目的、資金の裏付けや買収後の経営方針などの情報開示を求めるルールを策定し、買収者がルールを守らない場合には新株予約権の発行などで対抗する。買収者が開示した情報は取締役会が60日(対価を現金とする場合)または90日(その他の場合)をかけて内容を評価すると共に社外監査役1名、弁護士2名よりなる独立委員会の勧告を最大限尊重して買収条件の改善や代替案の提示などの意見表明を行う。また、ルールの有効期間は平成22年6月から3年間とし、期間中であっても取締役会が必要と認めた場合は廃止することが出来る。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

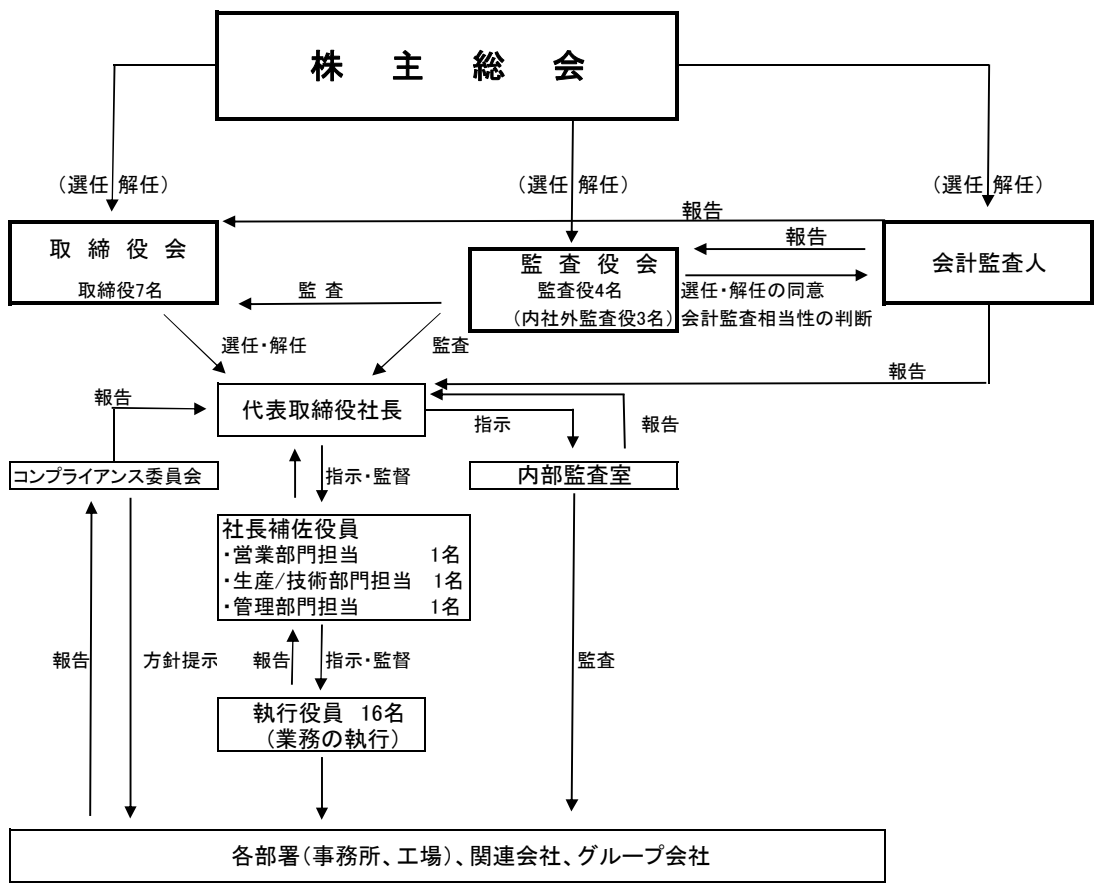
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

当社は投資家に適時適切な会社情報の開示を行なうことを基本姿勢としており、以下の社内体制を構築しております。また、開示の内容や方法に関しましては、証券取引所のガイドラインおよび社内規定(取締役会規則、内部者取引の規制および内部情報の管理に関する規則等)等に従っております。

決算情報(期末、四半期および業績予想の修正等)については、経理部長が代表取締役に報告した上で、取締役会の承認決議を得た後、速やかに証券取引所等に開示する。また、有価証券報告書および半期報告書等については、経理部長が代表取締役に報告した上で、当社の監査法人の承認を得た後、監督官庁に提出する。

決定事実(自己株式の取得、配当の増減、固定資産の譲渡又は取得等)については、総務部長が代表取締役に報告した上で、取締役会の承認決議を得た後、証券取引所等に適時開示する。発生事実(災害発生等)については、全ての報告は、関係部署の責任者より総務部長に対して行なわれ、総務部長は、代表取締役、取締役および監査役に報告し、代表取締役の承認を得た後、適時開示の判断基準に基づいて適時開示の要否を判定し、外部公表を行なう。

なお、原則毎月開催される取締役会には、総務部長が同席し取締役会決議の内容を確認しております。また、適時開示された情報は、記者クラブへの投函や当社ホームページへの掲載を速やかに行なうと共に各部署の責任者を通じて従業員に対しても開示することにより、経営の透明化を図っております。



情報の適時開示に係る社内体制の概略図

